



繊維業界における  
自主行動計画の徹底プラン  
(第3版)

令和 8(2026)年 2 月 18 日改定

日本繊維産業連盟



# 繊維業界における適正取引に向けた自主行動計画の徹底プラン（第3版）

2023年7月10日策定

2024年7月11日改定

2026年2月18日改定

日本繊維産業連盟

中小企業庁より、2023年度に行った下請Gメンのヒアリングの結果、繊維業界では、「取引対価」、「価格交渉」、「短納期発注」、「分割納入」、「支払条件」、「歩引き等」、「検査基準」、「知的財産の保護」について、自主行動計画に記載があるものの、その対応が不十分であることが確認された、との指摘やその後の調査結果等を受けて、自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守を図るため、会員団体及び加盟企業においては代表者を中心に以下の事項の徹底に継続して取り組むこととする。

当徹底プランの遂行に向け、各社とも、自社内のみならず取引先に対しても周知を行う。また、各団体における「取引適正化」について議論する委員会において、加盟企業に対し浸透、実行を促し、また、各事項の実施状況について確認を行う。

## 1. 取引対価について

### 1) 指摘事項等

- ・合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含むものとなるよう、自主行動計画で謳われているとおり、取引先上位企業にも働きかけつつ、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定されることが必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・販売価格からの逆算で加工賃の設定を行うこと。
- ・定番商品（継続生産品）であっても前回踏襲で加工賃の設定を行うこと。

#### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・販売価格を設定する際は、労務費、原材料費、エネルギー価格、物流費などのコストも踏まえ、各段階の加工賃を考慮した上で決め、契約書等の書面化（電子メールその他の電磁的記録を含む）を行うこと。
- ・合理的な算定方式による見積もりに基づいて価格の設定を行うこと。

## 2. 価格交渉について

### 1) 指摘事項等

- ・発注者（委託事業者）は、取引先（中小受託事業者）から価格協議の求めがあった場合はその協議に応じなければならない。また、必要な説明を行わずに一方向的に製造委託等代金を決定してはならない。
- ・価格転嫁が進めることがサプライチェーンの強靱化に繋がる。

## 2) 対応方針・改善方針

### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・取引先(中小受託事業者)から価格に関する協議を求められたときは、無視、拒否、また回答を引き延ばすなど、協議に応じないこと。
- ・取引先(中小受託事業者)からの提案内容を確認せずに、「他の取引先は言ってこない」といった外形的な理由のみで拒否すること。
- ・発注者(委託事業者)が代金額の引き下げを要請する場合に、具体的な説明や根拠資料の提供無く引き下げること。

### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・発注者(委託事業者)は経済情勢の大きな変化やエネルギーコストの上昇、人手不足、最低賃金の引上げ、物流費の上昇等に伴う取引対価、その他原材料費をはじめとする取引条件の見直しについては、受注者(中小受託事業者)からの要請の有無にかかわらず、これらの影響を勘案して協議の場を設け、事業者間で十分に協議を行った上で取引対価等を決定するとともに、契約書等の書面化(電子メールその他の電磁的記録を含む)を行うこと。
- ・人件費や電気代、原燃料価格等についてのフォーマットを作成し、価格交渉の基礎資料とすること。
- ・必要な価格転嫁がサプライチェーン全体で円滑に進むような取引対価になるよう努めること。

## 3. 短納期発注について

### 1) 指摘事項等

- ・取適法対象外取引においても、生産に必要なリードタイムを十分に考慮し、追加費用が発生する場合には、発注者(委託事業者)が適正に負担することが必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・発注者(委託事業者)は、転注等、取引上の優位性を利用するような交渉を行うこと。

#### ②各社において可能な限り実施すべき事項

- ・発注者(委託事業者)は、法定時間以上の残業が発生しないよう生産に必要なリードタイムを考慮するとともに、時間外手当、物流費等の追加コストを勘案するなど受注者と十分に協議を行った上で取引価格を決定すること。

## 4. 分割納入について

### 1) 指摘事項等

- ・発注した物品等を分割して納品させる場合には、仕様等の変更となることから、受注者(中小受託事業者)に損失を与えないよう十分に配慮し、追加費用は発注者(委託事業者)が負担することが必要。

## 2) 対応方針・改善方針

### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・発注者(委託事業者)の事情により分割して納品させる場合において、受注者(中小委託事業者)の負担になるような行為を行うこと。

### ②各社において可能な限り実施すべき事項

- ・発注者(委託事業者)の事情により分割して納品させる場合は、受注者(中小受託事業者)の負担にならないよう配慮し、保管費用、物流費など追加費用は発注者(委託事業者)が負担すること。

## 5. 支払い条件について

### 1) 指摘事項等

- ・取適法の対象取引における手形払いは禁止。
- ・電子記録債権や一括決済方式(ファクタリング等)についても、物品等を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で全額現金化しなければならない。
- ・物品の検査、検収に日数がかかる場合であっても、物品を受領した日から60日以内に支払わなければならない。

## 2) 対応方針・改善方針

### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・受注者(中小受託事業者)に対し、手形を交付することで製造委託等代金を支払うこと。
- ・取引における代金の支払いが、物品等を受領した日から60日を超過すること。
- ・検査が終了していないことを理由に支払い期日を延ばすこと。

### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・事業者間で十分に協議を行った上で、60日間以内の支払いについても柔軟に検討を行うこと。
- ・2026年度末の約束手形の利用廃止に向けて、業界団体は加盟企業に対し、現金払いを進めるとともに、電子受発注システムの導入に向け継続して取り組むこと。
- ・取適法の対象外となる取引においても、取適法の精神を遵守すること。

## 6. 歩引きについて

### 1) 指摘事項等

- ・自主行動計画に謳われているとおり、不合理な取引を排除すべく取引先と協議を行った上で、適正に価格を決定することが必要。

## 2) 対応方針・改善方針

### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・歩引き取引(歩引き以外の名称で行われる取引であって歩引きに相当する取引を含む)を行うこと。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・発注者(委託事業者)及び受注者(中小受託事業者)との間において、適正な利益配分及び非合理的取引(歩引き、理由無き返品、受領拒否等)を排除すべく協議を行った上、適正に価格を決定すること。

## 7. 検査基準

1) 指摘事項等

- ・発注者(委託事業者)は、納品の検査の実施方法等について、あらかじめ受注者(中小受託事業者)と協議して定めることが必要。受注者(中小受託事業者)の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、給付をやり直させることはできないことを徹底することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・不良品が生じた場合の責任範囲が不明瞭な契約を締結すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・契約に不良品が生じた場合の責任範囲について盛り込むこと。

## 8. 知的財産の保護について

1) 指摘事項等

- ・模倣が容易に行われやすいなど、繊維における取引の特徴を踏まえ、知的財産の取引適正化のため、具体的な取り組みを自主行動計画に定めて遵守していくことが望ましい。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・他社のノウハウを無断で使用すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・発注者(委託事業者)、受注者(中小受託事業者)に係わらず、自社のノウハウを開示、提供する際は秘密保持契約を締結すること。

## 9. 取適法違反がないかの自主点検

1) 指摘事項等

- ・発注者(委託事業者)は、取適法に違反するような取引が行われていないか自主点検を行う。

2) 対応方針・改善方針

②各社において可能な限り実施する事項

- ・

- ・ 経済産業省や日本繊維産業連盟が行うフォローアップ調査等に、積極的かつ丁寧に対応すること。
- ・ 発注者(委託事業者)において違反事例が見つかった場合は、受注者(中小受託事業者)が被った不利益の迅速な回復に努めるとともに、取適法の自発的申出制度を活用すること。

## 10. パートナーシップ構築宣言の実施

### 1) 指摘事項等

- ・ 未宣言企業に対し、業界全体でパートナーシップ構築宣言の実施を呼びかけて行く。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・ サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指すというパートナーシップ構築宣言の主旨を踏まえ、会員団体から加盟企業に対して宣言の実施を促していくとともに、加盟企業において宣言を実施すること。

以 上